

令和8年度 徳島県「リサイクル製品・3Rモデル事業所」募集中!



リサイクル製品 3Rモデル事業所

募集対象: 県内で発生した循環資源を利用した製品や、3Rに積極的に取り組む事業所が対象です。



募集期間:



令和8年7月27日(月)
～10月30日(金)

期間内に所定の申請書を
「徳島県 資源循環課」へ
提出してください。



「循環とくしま」を共に創るパートナー

廃棄物抑制と資源の有効活用を通じて、持続可能な社会の実装を目指します。

認定の4大メリット



認定書の交付



認定マークの使用



県HPでのPR



県等の調達配慮

応募は簡単! 書類をダウンロードして提出

県ホームページから申請書をダウンロードし、必要書類を添えて
郵送または持参してください。

提出先

徳島県 生活環境部 資源循環課 審査指導担当
〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地
TEL.088-621-2278
✉ shigenjunkanka@pref.tokushima.lg.jp

詳細は県HPから

募集要項や提出書類の
詳細は、公式ホームページ
でご確認いただけます。



令和8年度 徳島県リサイクル製品・3Rモデル事業所 認定制度 詳細ガイド

循環型社会の実現へ：認定要件・提出書類・審査から認定後の流れについて

リサイクル製品 認定要件



6つの基本認定要件

- ✓ 1. 主に県内産の循環資源を利用・県内製造
- ✓ 2. 環境負荷低減への配慮
- ✓ 3. 適切な情報公開
- ✓ 4. 申請から6ヶ月以内の県内販売
- ✓ 5. 品質基準の適合
- ✓ 6. 法令遵守



徳島県リサイクル製品品質基準

JIS規格、エコマーク、県土木工事共通仕様書などに適合・準拠



安全性への厳しい配慮

特別管理廃棄物を原料とせず、土壌汚染対策法等の溶出・含有量基準に適合



循環資源の配合率基準

エコマーク認定基準や県グリーン調達方針等の配合率を満たす

3Rモデル事業所 認定要件



3Rの推進

(Reduce, Reuse, Recycle)



3つの申請区分



3R実践事業所
3Rへの積極的な取組



3R開発事業所
先進的な技術・システム開発



3R促進事業所
その他3Rの促進活動

著しい成果



5つの総合評価視点

県内での先導性

高度な技術・アイデア性

他への波及効果
(アピール性)

環境全般への配慮

持続可能性

申請に必要な提出書類



共通・個別提出書類の準備

提出書類	リサイクル製品	3Rモデル事業所
① 認定申請書	●	●
② 会社案内等	●	●
③ 製品見本・説明書	●	—
④ 製造加工フロー / 廃棄物処理フロー	●	●
⑤ 品質基準適合証明書 取り組み成果書類	●	●
⑥ 循環資源利用説明書 事業所位置図	●	●

審査から認定後の流れ



申請・審査

- ・検討会での審査を経て知事が認定



認定と有効期間

- ・知事認定
- ・有効期間3年
(3年経過後の年度末まで)
- ・再申請・更新可能



認定事業者のメリット

- ・認定証交付
- ・認定マーク使用
- ・県HP・パンフレットPR
- ・県による優先調達配慮



認定後の責務

- ・認定要件維持
- ・年に1回(販売状況/活動状況)の県への報告義務

年1回

問合せ

徳島県 生活環境部 資源循環課 審査指導担当

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地

TEL.088-621-2278

✉ shigenjunkanka@pref.tokushima.lg.jp

